

## 第3部 京都府の環境の保全及び創造に関する施策

### 第1章 地球を取り巻く温暖化問題への取組

#### 第1節 地球温暖化対策の推進

##### 1 地球温暖化に関する状況

###### (1) 現状と課題

平成25(2013)年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、温暖化は世界中の地域の自然と社会に影響を及ぼしており、人類が排出してきた二酸化炭素等の温室効果ガスの増加に起因する可能性が極めて高いと結論付けられました。今世紀末には、世界の平均気温は最大で4.8℃、海面水位は最大で82cm上昇すると予測されています。

また、IPCCが平成30(2018)年にまとめた1.5℃特別報告書では、世界の平均気温は19世紀後半から現在までに既に約1℃上昇しており、温度上昇を1.5℃に抑えるためには、令和32(2050)年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると指摘しています。

さらに、令和3年(2021)年8月には、第6次評価報告書において、人間活動の影響で地球が温暖化していることについては、「疑う余地がない」とされたところです。このように、温室効果ガスの大気中への大量排出等に起因する地球温暖化の進行、干ばつ等の異常気象の増加や食料生産性の低下、生態系への影響等、地球環境に深刻な影響を与えることが懸念されています。

こうした中、これまで世界では、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的に、平成4(1992)年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。その後、平成9(1997)年12月に京都で開催されたCOP3(地球温暖化防止京都会議)では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、平成17(2005)年2月16日に発効したところです。

また、平成27(2015)年11月に、「京都議定書」から続く国際社会の努力が結実し、COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」が採択され、平成28(2016)年11月に発効、令和2(2020)年1月に始動しました。

パリ協定では、工業化前からの世界の平均気温上昇を2℃未満にし、さらには1.5℃以内に抑えるよう努力することを長期目標として設定しており、この目標を達成するために、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会を目指すこととされました。「京都議定書」では、削減目標の対象は先進国のみでしたが、パリ協定ではすべての国が自国で作成した目標を提出し、その達成のための措置を講じることが義務付けられています。

さらに、令和3年(2021)年のCOP26では、パリ協定の1.5℃目標を達成するため世界各国が努力することが正式に合意されました。

日本でも、「京都議定書」の採択を受け、平成10(1998)年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定されるとともに、平成27(2015)年に「2030年度の我が国の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%減とする」内容を含む日本の約束草案を気候変動枠組条約事務局に提出、平成28(2016)年にはパリ協定を踏まえ、「2050年までの80%削減」も内容とする新たな地球温暖化対策計画が策定されました。令和元(2019)年には、我が国の長期戦略である「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、令和2(2020)年には、首相が「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す」ことを宣言し、排出量削減目標を法律に明記するなど地球温暖化対策推進法の改正に向け動き始めました。

そして、令和3（2021）年3月には地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が法律に明記されるとともに、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度が新たに創設されました。さらに、同年10月には地球温暖化対策計画が改定され、令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減すること、また、令和7（2025）年2月には、地球温暖化対策計画が2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことも追加され、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していくこととされています。

一方、府においては、平成17（2015）年12月に「京都府地球温暖化対策条例」を制定（平成18（2006）年4月から順次施行）し、温室効果ガス排出量の削減目標（平成22（2010）年度までに平成2（1990）年度比10%削減）を定め、様々な対策を講じることとし、平成22（2010）年10月には、同条例を一部改正し（平成23（2011）年4月施行）、新たな温室効果ガス排出量の削減目標（平成2（1990）年度比で、令和2（2020）年度までに25%削減、令和12（2030）年度までに40%、令和32（2050）年度までに80%削減）を定めるとともに、平成23（2011）年7月には、東日本大震災発生後のエネルギー事情の転換も踏まえて、「京都府地球温暖化対策推進計画」を改定し、持続可能な社会の創造に向けて、総合的な施策を推進してきました。その後、パリ協定の1.5℃目標を受けて京都府も条例を改正し、新たな目標として、『2050年度温室効果ガス排出量の実質ゼロ』を目指すことを明記するとともに、当面の目標として、温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比40%以上削減することを規定しました。さらに、令和3（2021）年に国が温室効果ガス排出量削減目標を46%としたことを踏まえ、京都府でも令和5（2023）年に京都府地球温暖化対策推進計画を改定し、削減目標を46%以上とするとともに、中小企業の脱炭素化や建築物対策、再エネの推進等の施策を追加しました。

地球温暖化は、私たちのあらゆる社会経済活動から生じ得るものであり、社会的・経済的な諸課題とも密接に関係しています。そのため、パリ協定で目指すこととされた2℃目標や令和32（2050）年脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーや革新的な技術の導入に加え、私たちの社会や暮らしのあり方も大きく変革することが必要です。

脱炭素社会の実現は決して容易なことではありませんが、パリ協定という新たな枠組みの下で、世界がその高い目標に向かってチャレンジを開始している中、府としても、省エネルギー、創エネルギーの取組はもとより、個人の暮らし方を含むライフスタイルの変革や都市経営に係るイノベーションをいち早く実現し、地球温暖化対策のリーディングモデルとなるような取組にチャレンジすることが必要です。

府では、脈々と受け継がれてきた環境先進地・京都の精神を絶やすことなく、多種多様な主体間のパートナーシップをさらに発展させるとともに、京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速していくことを通じて、環境・経済・社会の好循環を創出し、持続可能な社会を構築していくことを目指します。

## (2) 府の温室効果ガスの排出量の状況

令和4（2022）年度の府全体の温室効果ガス排出量は1,272万t-CO<sub>2</sub>（平成25（2013）年度比20.2%減、前年度比1.8%増）となり、府民や事業者の省エネルギー努力により平成25（2013）年度と比較して減少しています（電気の排出係数として、1kWhの電気を発電する際に排出される二酸化炭素量を使用（0.363kg-CO<sub>2</sub>/kWh））。

部門別に比較すると、産業部門では、省エネ等でエネルギー消費量が減少したこと等により、平成25（2013）年度比で28.1%減少し、運輸部門では、燃費性能の向上等で自動車からの排出量が減少したこと等により、平成25（2013）年度比で14.3%減少しています。また、燃料転換や省エネの進展等により、民生・家庭部門では、平成25（2013）年度比で18.9%減少し、民生・業務部門では、平成25（2013）年度比で20.9%減少しています。

令和4（2022年度）は、コロナ禍からの経済回復に伴う輸送量増加、第三次産業の活動回復により、運輸・業務部門のエネルギー消費量が増加したものの、産業・家庭部門等において、節電や省エネ等努力の効果により、全体としてのエネルギー消費量は1.4%減少しました。一方で、電気の二酸化炭素排出係数が前年度比で1割超（+11.4%）増加したこと等により、結果的に、温室効果ガス排出量は1.8%増加しました。

今後も、令和12（2030）年度における平成25（2013）年度比46%以上削減に向けて、一層の省エネ、再エネの導入・利用の促進等を進めていきます。

図3-1-1 府における温室効果ガス排出量の推移と削減目標

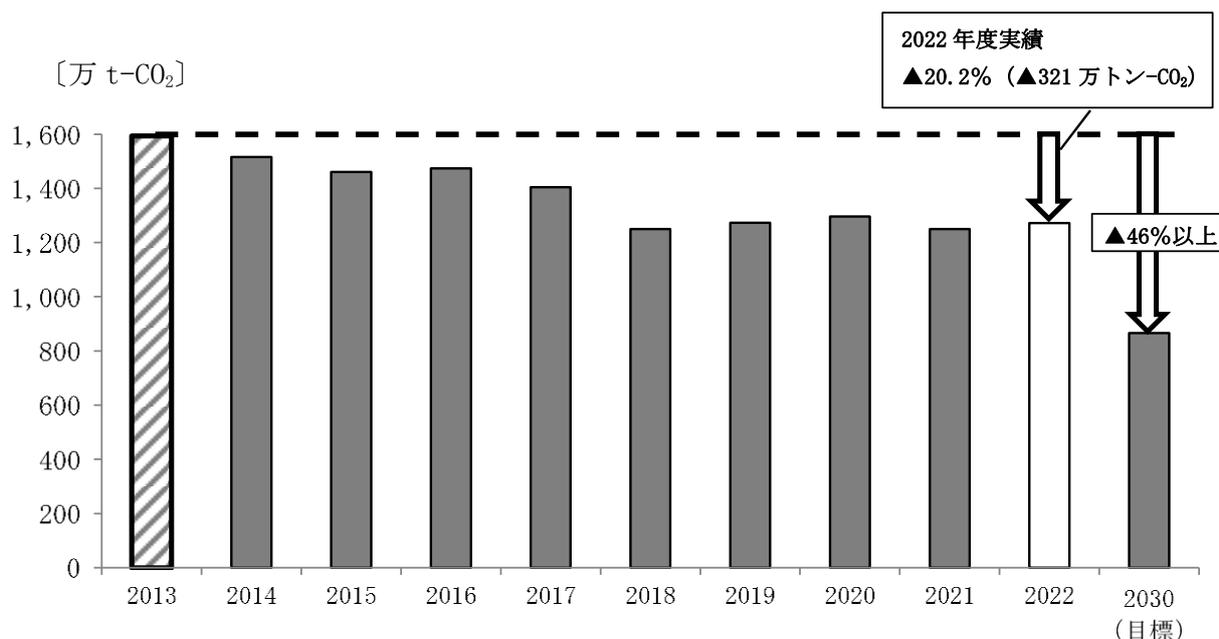


表3-1-1 府における温室効果ガスの部門別排出状況（排出量：万 t-CO<sub>2</sub>）

部門	年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
産業		401	416	392	374	353	290	302	291	284	288
運輸		297	274	286	286	285	281	285	258	252	254
民生・家庭		381	374	347	379	347	272	271	323	297	308
民生・業務		326	321	299	290	265	254	255	252	237	258
エネルギー転換		51	50	49	51	54	44	43	44	47	44
廃棄物等		30	29	29	30	30	29	30	30	36	41
メタン、代替フロン等		109	115	118	127	135	137	141	145	145	131
森林吸収量		-	▲65	▲61	▲63	▲66	▲58	▲53	▲47	▲50	▲52
合計		1,593	1,515	1,461	1,474	1,404	1,250	1,273	1,296	1,249	1,272

※四捨五入の関係で、各欄の値の合計と合計欄の値が一致しない場合があります。

## 2 地球温暖化対策の取組

### (1) 「京都府地球温暖化対策推進計画」の概要

ア 計画期間 令和3（2021）年度から令和12（2030）（目標年度）まで

イ 計画の目標

本計画では、「京都府環境基本計画」で掲げる令和32（2050）年頃の府の将来像「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを長期的な目標とします。

温室効果ガス削減や気候変動の適応に資する取組を推進することにより、経済や社会に対し

て「がまん」することを求めるのではなく、個人や企業の環境行動が当たり前となり、同時に、こうした行動が健康や生活の質を高め、企業競争力の源泉となり、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながるような持続可能な社会の実現を目指します。

この将来像の実現に向けて、また、この府の豊かな環境を将来世代まで持続可能な形で残すためには、これからの10年の取組が重要です。

#### <緩和策>

令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を46%以上削減(平成25(2013)年度比)することを当面の目標とし、前計画で中長期目標とした平成2(1990)年度比40%削減相当の目標水準を維持しつつ、さらなる削減を目指す。

#### <適応策>

長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンスの向上や、適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、京都の地域特性に応じた気候変動適応策を推進する。

### (2) 「京都府地球温暖化対策条例」等の主な内容と施行状況

#### ア 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物を新築等しようとする者に、排出量削減計画書及び実績報告書(完了届)等の提出を求め、府がその内容を公表します。計画書等については、府HP(<https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/>)及び府脱炭素社会推進課で閲覧することができます。

#### (ア) 大規模事業者(原油換算1,500キロリットル以上使用の事業者等)

##### a 内容

- (a) 温室効果ガスの排出量削減に向けた措置、削減目標等を記載した「事業者排出量削減計画書」及び排出実績をまとめた「事業者排出量削減報告書」の作成と提出
- (b) 総合評価制度の実施及び公表

##### b 実施状況

令和6年度は、239の事業者から事業者排出量削減報告書(令和5年度実績)の提出がありました。今後も計画期間における削減目標に基づき、事業者による確実な取組を一層進めていくことが必要です。

表3-1-2 事業者排出量削減計画・報告・公表制度の施行状況(令和5年度実績)

件数	基準年度排出量	令和5年度実績値	削減率	削減量
239	366.7万t-CO <sub>2</sub>	348.3万t-CO <sub>2</sub>	▲5.0%	▲18.4万t-CO <sub>2</sub>

※京都市内のみならず事業所がある事業者を含む。

#### (イ) 大規模建築主(床面積の合計が2,000㎡以上の建築物(特定建築物)を建築又は増築しようとする事業者)

##### a 内容

建築物の断熱、省エネルギー設備の導入等の温室効果ガスの排出量削減措置、一定量以上の府内産木材等の使用、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入等を記載した「特定建築物排出量削減計画書兼特定建築物再生可能エネルギー導入計画書」及び措置結果等をまとめた「特定建築物工事完了届出書」の作成と提出

b 実施状況

令和5年度は、21件の特定建築主から特定建築物排出量削減計画書の提出がありました。計画書における温室効果ガスの排出量削減措置としては、屋根、壁、窓の断熱性能の向上や敷地の緑化等が挙げられています。また、計画書には建築物総合環境性能システム（CASBEE）の評価を記載することとなっています。

(ウ) 中規模建築主（床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満の建築物（準特定建築物）を建築又は増築しようとする事業者）

a 内容

再生可能エネルギーを利用するための設備導入について記載した「準特定建築物工事完了届出書」の作成と提出

b 実施状況

令和5年度は、102件の準特定建築主から準特定建築物工事完了届出書の提出がありました。

(エ) 電気事業者（府内に電気を小売供給している小売電気事業者）

a 内容

発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標や再生可能エネルギーの利用拡大措置等を記載した「電気事業者排出量削減計画書兼再生可能エネルギー供給拡大計画書」及び排出実績等をまとめた「電気事業者排出量削減報告書兼再生可能エネルギー供給拡大報告書」の作成と提出

b 実施状況

令和6年12月末時点では、141件の電気事業者排出量削減報告書（令和5年度実績）と135件の電気事業者排出量削減計画書（令和6年度計画）の提出があり、再生可能エネルギーの導入割合を高めるなど、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画されています。

イ 建築物等の緑化（平成19年4月施行）

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域（以下「特定緑化地域」という）において、1,000㎡以上の敷地に建築物の新築等をしようとする者に、建築物上と地上部に一定割合の緑化を義務付けています。

表3-1-3 特定緑化地域（平成28年5月10日告示）

福知山市、舞鶴市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町	市街化区域 （都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域）
---	-----------------------------------

令和5年度は、37件の特定建築主から特定建築物緑化計画書の提出があり、緑化計画面積は制度開始から延べ930,476㎡（うち屋上等の建築物上の緑化分は22,765㎡）となりました。

また、先導的モデルとして府庁2号館屋上600㎡を緑化整備し、平成18年5月から「京てらす」という名称で一般公開しています。

写真3-1-1

「京てらす」（京都府庁2号館屋上）



ウ エコマイスター制度と環境情報の提供

消費者に温室効果ガスの排出量の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を進めるため、自動車販売事業者及び電気機器販売事業者に環境情報の説明を義務付ける

とともに、一定規模以上の事業者には、当該説明を推進する者としてエコカーマイスター及び省エネマイスターを選任し、届け出ることを義務付けています。

また、事業者が自動車等を利用する際に排出する温室効果ガスの量を削減するため、一定規模以上の台数の自動車等を管理・使用する事業者についてもエコドライブを推進する者としてエコドライブマイスターを選任し、届け出ることを義務付けています。

それぞれのマイスターは、知事が指定する講習を修了した者から選任することとしており、これまでに計 4,012 名（令和 6 年 12 月末現在）が講習を修了されています。

表 3-1-4 エコマイスター制度の受講状況（令和 6 年 12 月末現在）

区 分	エコカーマイスター 大規模な自動車販売事業者における新車の環境情報の説明推進者	エコドライブマイスター 大規模な事業者におけるエコドライブの推進者	省エネマイスター 大規模な家電販売事業者における特定電気機器等の省エネルギー性能の表示・説明の推進者
修了者総数	1,862 名	1,395 名	755 名
趣 旨	自動車ディーラー等で、低公害車の普及を推進	運輸事業者等で、エコドライブの取組を推進	家電販売店等で、省エネ家電の普及を推進
対 象 要 件	年間新車販売 100 台以上	自動車管理台数 50 台以上	家電販売面積 1,000 ㎡以上

#### エ 環境マネジメントシステムの導入促進

「京都府地球温暖化対策条例」において、大規模事業者については**環境マネジメントシステム\***の導入を義務付け、それ以外の事業者については、努力義務を課しています。

社会の環境意識が高まる中で、企業も環境負荷低減に継続的に取り組む体制を整えることが求められています。中小企業の比率が高い京都では、中小企業をはじめとするあらゆる事業者が環境改善活動に参画できるよう、シンプルで低コストでありながら、国際的なマネジメント規格である ISO14001 と同様の効果をもつ、京都独自の環境マネジメントシステム規格「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」が生み出され、府内だけでなく、全国で活用されています。令和 5 年度末時点での KES の全国登録者数は 5,074 件であり、その内、京都府内の事業所における登録数は 1,594 件となっております。

#### オ 京都モデルフォレスト運動

府域の森林は、府域面積の 74%（約 34 万 ha）を占めており、地球温暖化防止や災害の防止、景観の保全等多様な役割を担う府民共有の貴重な財産ですが、社会経済情勢の変化の中で放置され、荒れた森林が増えており、林業関係者だけでは森林を守ることが困難になっています。

こうした中、平成 17 年に「京都府豊かな緑を守る条例」を制定し、森林から恵みを受けている府民の主体的な参加の下、京都の森を守り育む活動を促進するため「京都モデルフォレスト運動」を推進しています。

平成 18 年には、この運動の推進主体として社団法人京都モデルフォレスト協会（平成 21 年 11 月に公益社団法人京都モデルフォレスト協会に移行）が設立されました。

府内各地の森林で企業、団体、地域住民、NPO 等が森づくり活動に取り組んでいます。

#### カ 府内産木材の利用促進

府では、平成 16 年度に、日本初となるウッドマイレージ CO<sub>2</sub> を組み込んだ京都府産木材認証制度をスタートさせました。これは府の木材産業に関わる川上から川下までの様々な事業所との連携により実現したもので、これにより府内産木材の生産地や流通経路が明らかになるとともに、物件ごとに地球温暖化防止への貢献度を具体的な数値によって表すことができます。例えば、木造住宅 1 軒（使用木材量 20 ㎡）を認証木材で建てれば、国内のそれ以外の木材を使う

ことに比べ、輸送に消費されるガソリン 300L 以上に相当する二酸化炭素排出量を削減することができます。

この認証制度は公共事業に限定して開始されましたが、一般の住宅や家具にも対象を拡大し、木材輸送による二酸化炭素排出量削減と府の林業・木材産業振興につながっています。

令和 4 年には「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例」が制定され、これを契機に、府内産木材の利用等に関する取組を総合的に推進することにより、森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業の発展や森林の公益的機能の持続的な発揮、木の文化の継承を快適で癒やしをもたらす府民生活の実現を目指します。

#### キ 京都地球環境の日の制定

「京都府地球温暖化対策条例」において、「京都議定書」が発効した 2 月 16 日を「京都地球環境の日」と定めています。

毎年、この日を中心に、府民、事業者、環境保全活動団体等が、地球温暖化問題に対する関心や理解を深め、具体的な行動に結び付けていくための取組を集中的に実施することとしています。

### (3) 施策の推進を担う機関

啓発・広報活動等の施策の推進に当たっては、府が直接実施すべきもの等を除き、京都府地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境 NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

#### ア 京都府地球温暖化防止活動推進センター

環境 NGO・NPO、府民団体、事業者団体等により構成される地球環境保全対策等の推進組織である京と地球の共生府民会議において、平成 12 年度以降、地球温暖化防止活動推進センターの設立に向けた議論が行われました。

その結果、府内の様々な活動主体が連携して設立する NPO がセンターの役割を担うことが適当との結論に至り、特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議が設立され、府は平成 15 年 10 月に同法人を「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条第 1 項に基づき、京都府地球温暖化防止活動推進センターに指定しました。

同センターは地域における地球温暖化対策推進の中核的支援組織として、市町村、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会等の活動を強力にサポートしています。

表 3-1-5 京都府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（令和 6 年 12 月末現在）

項 目	内 容																																							
法 人 名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																																							
所 在 地	京都市中京区西ノ京内畑町 41 番 3																																							
目 的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																																							
事 業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																																							
会 員	個人、環境団体、府民団体、事業者団体等（個人 58 名、25 団体）																																							
役 員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>理 事 長</td> <td>松原 齋樹</td> <td>（京都府立大学）</td> </tr> <tr> <td>副 理 事 長</td> <td>田浦 健朗</td> <td>（（特非）気候ネットワーク）</td> </tr> <tr> <td>専 務 理 事</td> <td>木原 浩貴</td> <td>（たんたんエナジー（株））</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>兒島 宏尚</td> <td>（京都商工会議所）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湊上 祐樹</td> <td>（三重大学）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>的場 信敬</td> <td>（龍谷大学）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溝内 啓介</td> <td>（（特非）コンシューマーズ京都）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>味田 佳子</td> <td>（（特非）エコネット丹後）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宗田 好史</td> <td>（関西国際大学）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本永 治彦</td> <td>（（公社）京都工業会）</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>森田 雅子</td> <td>（京都府連合婦人会）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清水 仁志</td> <td>（税理士）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松田 直子</td> <td>（（株）Hibana）</td> </tr> </tbody> </table>	理 事 長	松原 齋樹	（京都府立大学）	副 理 事 長	田浦 健朗	（（特非）気候ネットワーク）	専 務 理 事	木原 浩貴	（たんたんエナジー（株））	理 事	兒島 宏尚	（京都商工会議所）		湊上 祐樹	（三重大学）		的場 信敬	（龍谷大学）		溝内 啓介	（（特非）コンシューマーズ京都）		味田 佳子	（（特非）エコネット丹後）		宗田 好史	（関西国際大学）		本永 治彦	（（公社）京都工業会）	監 事	森田 雅子	（京都府連合婦人会）		清水 仁志	（税理士）		松田 直子	（（株）Hibana）
理 事 長	松原 齋樹	（京都府立大学）																																						
副 理 事 長	田浦 健朗	（（特非）気候ネットワーク）																																						
専 務 理 事	木原 浩貴	（たんたんエナジー（株））																																						
理 事	兒島 宏尚	（京都商工会議所）																																						
	湊上 祐樹	（三重大学）																																						
	的場 信敬	（龍谷大学）																																						
	溝内 啓介	（（特非）コンシューマーズ京都）																																						
	味田 佳子	（（特非）エコネット丹後）																																						
	宗田 好史	（関西国際大学）																																						
	本永 治彦	（（公社）京都工業会）																																						
監 事	森田 雅子	（京都府連合婦人会）																																						
	清水 仁志	（税理士）																																						
	松田 直子	（（株）Hibana）																																						

#### イ 京都府地球温暖化防止活動推進員

京都府地球温暖化防止活動推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 37 条第 1 項に基づき、知事が委嘱しており、地球温暖化対策の現状やその重要性について住民の理解を深める活動を行うこととされています。府内では、地域のイベントでのブース出展、小学校等での環境教育、省エネルギー・節電対策についてアドバイスを行う「省エネ・節電相談所」等、府内各地で推進員による積極的な活動が展開されており、令和 5 年度の活動回数は 1,771 回となっています。

表3-1-6 京都府地球温暖化防止活動推進員の概要

項目	内容
要件	①満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ②地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
人数	271名（令和6年12月末現在）
役割	府、市町村及び京都府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導する。
委嘱期間	令和7年3月31日まで（第11期）

## (4) 府自らの温暖化対策

府自らの率先実行計画としてこれまで平成24年12月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」に基づき、**ESCO事業\***を活用した省エネルギー設備を府施設に導入するなど、府の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めてきました。令和12(2030)年度に向けては、令和3年12月に策定した「府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）」に基づき、2013年度比50%削減を目標に、省エネの徹底や最大限の再エネ導入、再エネ電気の調達を基本方針として取組を推進していきます。

また、毎年度、環境マネジメントシステムとしてエコオフィス活動の取組を進め、その取組結果を取りまとめて公表しています。エコオフィス活動では、「温室効果ガスの削減」「廃棄物の削減」「コピー用紙購入枚数の削減」及び「各課での独自目標の設定」を全庁的な環境目標として設定し、平成18年度については本庁及び広域振興局で取組み、平成19年度からはすべての府の公所に拡大しています。

表3-1-7 府本庁舎におけるエコオフィスの取組結果

年度	可燃物 排出量 [m <sup>3</sup> ]	(平成18年度比) [%]	コピー紙購入枚数 (A4換算) [千枚]	(平成18年度比) [%]	電気使用量 [MWh]	(平成18年度比) [%]
平成18	433.0	(100.0)	47,318	(100.0)	6,858	(100.0)
平成19	586.6	(135.5)	48,255	(102.0)	6,734	(98.2)
平成20	622.9	(143.9)	47,613	(100.6)	6,681	(97.4)
平成21	501.8	(115.9)	50,948	(107.7)	6,688	(97.5)
平成22	527.4	(121.8)	49,319	(104.2)	6,445	(94.0)
平成23	545.0	(125.9)	50,289	(106.3)	6,342	(92.5)
平成24	568.0	(131.2)	52,504	(111.0)	6,040	(88.1)
平成25	632.3	(146.0)	52,902	(111.8)	5,943	(86.7)
平成26	645.5	(149.1)	52,348	(110.6)	5,479	(79.9)
平成27	611.6	(141.2)	51,525	(108.9)	5,176	(75.5)
平成28	535.1	(123.6)	51,207	(108.2)	5,263	(76.7)
平成29	482.7	(111.5)	49,956	(105.6)	4,765	(69.5)
平成30	457.6	(105.7)	48,450	(102.4)	4,491	(65.5)
令和元	391.0	(90.3)	49,110	(103.8)	4,042	(58.9)
令和2	396.2	(91.5)	54,380	(114.9)	4,272	(62.3)
令和3	306.5	(70.8)	42,582	(90.0)	4,771	(69.6)
令和4	316.2	(73.0)	50,024	(105.7)	5,710	(83.3)

※平成18年度から平成21年度までのコピー用紙購入枚数は京都市内の公所を含む。

このほか、需要面から循環型社会への転換を促進するため、平成13年11月に「府庁グリーン調達方針」を策定し、府庁のすべての機関において府庁自らが事業者・消費者として環境にやさしい物品等の購入に努めています。なお、取組結果については府HPでも公表しています。

また、平成17年度からは、ISO14001やKES等の環境認証等を取得している中小企業者から率先して物品を調達する「グリーン入札」を実施しています。

表3-1-8 府庁グリーン調達実績（令和5年4月～令和6年3月）

分野	品目	総調達数量に占める環境配慮物品等の調達割合(%)
紙類（7品目）	コピー用紙	99.9
	情報用紙・印刷用紙・衛生用紙	99.8
文具・雑貨類（91品目）	文具・雑貨類	99.5
オフィス家具等（10品目）	いす・机・棚・掲示板等	98.8
画像機器等（10品目）	コピー機・複合機等	99.8
電子計算機等（4品目）	電子計算機・磁気ディスク装置等	100.0
オフィス機器等（5品目）	シュレッダー・デジタル印刷機等	99.7
携帯電話等（3品目）	携帯電話・PHS・スマートフォン	100.0
家電製品（6品目）	電気冷蔵庫・電気冷凍庫等	100.0
エアコンディショナー等（3品目）	エアコンディショナー・ストーブ等	99.6
温水器等（4品目）	電気給湯器・ガス温水機器等	100.0
照明（4品目）	LED照明器具、蛍光灯等	93.1
自動車等（8品目）	自動車・乗用車用タイヤ等	84.7
消火器（1品目）	消火器	98.2
制服・作業服等（4品目）	制服・作業服・帽子・靴	98.6
インテリア・寝装寝具（11品目）	カーテン・ブラインド等	99.9
作業手袋（1品目）	作業手袋	97.7
その他繊維製品（7品目）	集会用テント・ブルーシート等	100.0
ゴミ袋等（1品目）	プラスチック製ゴミ袋	96.8

※上記品目以外の公共工事等については努力目標であり、集計の対象としていない。

さらに、環境に配慮した電力調達契約を推進するため、平成30年度に「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第11条の規定に基づき、「京都府電力の調達に係る環境配慮方針」を策定し、環境評価に係る基準値を定め、当該方針に沿って電力調達を実施することにより、再生可能エネルギーの導入等を促進しています。

#### (5) 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度

排出量取引制度は、地球温暖化対策の有効な手段として、「京都議定書」にも取り入れられましたが、府では、経済界、環境団体等と協力し、オール京都の体制で、平成23年10月から、京都独自の排出量取引制度として、京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の運営を開始しました。

この制度は、中小企業における省エネルギー対策、府民・地域コミュニティ等が行うエコ活動等からクレジット（通称「京-VER」）を創出するとともに、大規模排出事業者等がそれを購入して、府及び京都市の地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガス排出量削減計画の目標達成や**カーボン・オフセット\***、CSR等に活用できる仕組みで、社会全体のコストを最小限に抑えながら、

府域全体の温室効果ガス排出量を削減することを目的としています。

これまでに約 18,000t-CO<sub>2</sub>（令和 6 年 3 月末時点）の京-VER が創出されており、ごみ収集車両の運行やイベントにおけるカーボン・オフセット等、多数の企業や団体に活用していただいています。

#### (6) EV・PHV・FCV の普及促進

府内における運輸部門からの温室効果ガス排出量は、全体の約 2 割を占めています。

府では、自動車から排出される二酸化炭素の排出削減を図るため、その削減効果が高いだけでなく、災害時の非常用電源としても活用することができる電気自動車（EV）、**プラグインハイブリッド自動車（PHV）\***及び、燃料電池自動車（FCV）を次世代自動車（EV 等）と位置付け、その本格普及に向けた取組を推進してきました。

平成 21 年 3 月には、全国で初めて、電気自動車等の普及促進に特化した条例である「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定し、同月には、経済産業省から、EV・PHV の普及を図る先駆的モデル地域「EV・PHV タウン」の第 1 期地域として選定されました。

平成 22 年 3 月には、同条例に基づく「京都府電気自動車等普及促進計画」を策定しており、同条例及び計画に基づき、これまでに、EV 等の購入者に対する税制優遇、タクシー事業者等への EV・PHV の導入補助、急速充電器の率先整備や災害時における EV 等の無償貸与協定の締結等の取組を行ってきました。

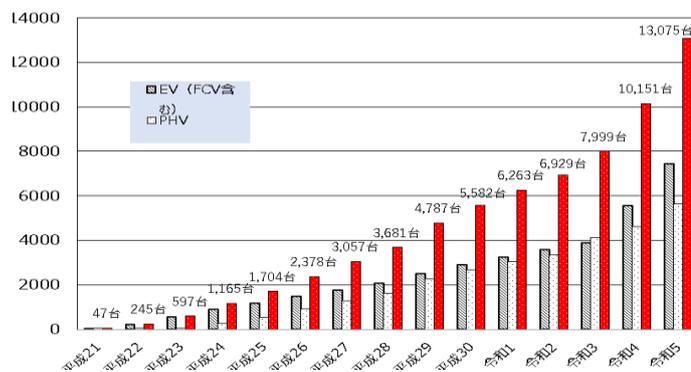
また、EV 等はモビリティとしてだけではなく、災害による停電発生時には EV 等が非常用電源として利用できるため、その蓄電機能に注目が集まっています。府では、三菱自動車工業株式会社、京都三菱自動車販売株式会社、ニチコン株式会社及び株式会社 GS ユアサからの申出を受け、平成 24 年 9 月に全国で初めて災害時における EV 等の貸与に関する協力協定を締結しました。

令和 2 年 11 月には京都府オールトヨタ（府内販売店 8 社）と災害時における外部給電車両の貸与に関する協定を締結し、災害時における EV 等の活用に関する企業との協力体制の強化を図るとともに、令和 3 年 4 月には、①防災・安全、②環境・エネルギー、③交通・観光、④子育て・育成、⑤その他、地域環境の活性化等について、連携・協力する包括連携協定を締結し、EV 等の普及による住みよい地域実現に向けた取組を推進しています。また、令和 2 年 12 月には、トヨタ自動車株式会社からの申出を受け、トヨタ自動車株式会社と株式会社本田技術研究所が共同で構築した水素を燃料としたバス（FC バス）の移動式発電・給電システム（Moving e）を使った災害時の給電活動に係る実証実験協力を行いました。さらに、令和 4 年 11 月には、日産自動車と京都府タクシー協会をはじめとする、エムケイ株式会社、都タクシー株式会社、京都第一交通株式会社は、府内の小学生による環境をテーマにしたイラストがラッピングされた新型軽電気自動車のタクシー運行を開始し、本タクシーの運用開始から一定期間、利用料金の一部を環境保護に関連した府内の機関に寄付されることになりました。

令和 5 年度には、ENEOS ホールディングス株式会社が、同社出資先である北米のスタートアップ企業 Ample Inc. とともに実施する国内における EV 向けの蓄電池交換サービスの提供に向けた蓄電池自動交換ステーション実証実験に参加し、令和 6 年度の約 1 ヶ月間、蓄電池交換式リーフ（日産）を公用車として使用しました。

図 3-1-2

府内の EV・PHV・FCV 普及台数（令和 5 年度末実績）



こうした取組により、令和6年3月末時点における府内のEV等の普及台数は13,075台（EV：7,347台、PHV：5,625台、FCV：103台）となりました。

今後は、令和5年3月に改定した京都府地球温暖化対策推進計画に基づき、EV等の更なる普及拡大に向けた取組を進めていきます。

写真3-1-2

EVバッテリー全自動交換ステーション開所式の様子  
(令和6年3月28日)



写真3-1-3

蓄電池自動交換ステーション実証実験で使用した  
バッテリー交換式EV（令和6年6月）



#### (7) ESG投資やサプライチェーンの脱炭素化に向けた取組

脱炭素社会の実現には、大企業のみならず、中小企業等の事業活動においても省エネ対策の実践や再エネ導入の促進等、自発的な温室効果ガスの削減が重要です。

そこで、府内企業の脱炭素なビジネスモデルへの早期転換を促し、ESG投資の資金を呼び込むことにより、地域の活性化・脱炭素化を図るために、令和3年度に「地域脱炭素化に向けたESG投資研究会」を設置しました。

また、ESG投資が国際的に広がる中、その投資判断の情報となる企業の非財務情報の開示を後押しする動きが加速しています。例えば、温室効果ガス排出量については、自社だけでなく、サプライチェーンでの把握・削減が求められるなど、大企業だけでなく、中小企業等においても脱炭素化の取組が必要となってきました。

このような背景を踏まえ、令和3年度からサプライチェーンで連携した脱炭素化の取組を実施しており、令和4年度からはSBT\*等に整合する温室効果ガス排出量削減計画等の策定を支援するなど、府内企業の脱炭素化に向けた取組に関するモデル事例の創出を図っています。

加えて、地域金融機関のネットワークを活用して、融資先企業の脱炭素化を促すことを目的に、府内金融機関・産業界・行政を構成団体とする「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を令和4年12月に設立するとともに、府内の地域金融機関が中小企業とのサステナブルファイナンスの組成等を通じて対話を行いながら当該企業の脱炭素化を促進する仕組みを構築するため、地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）の仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を令和5年1月に策定しました。

図3-1-3 サプライチェーンCO<sub>2</sub>排出削減事業（令和3年度）

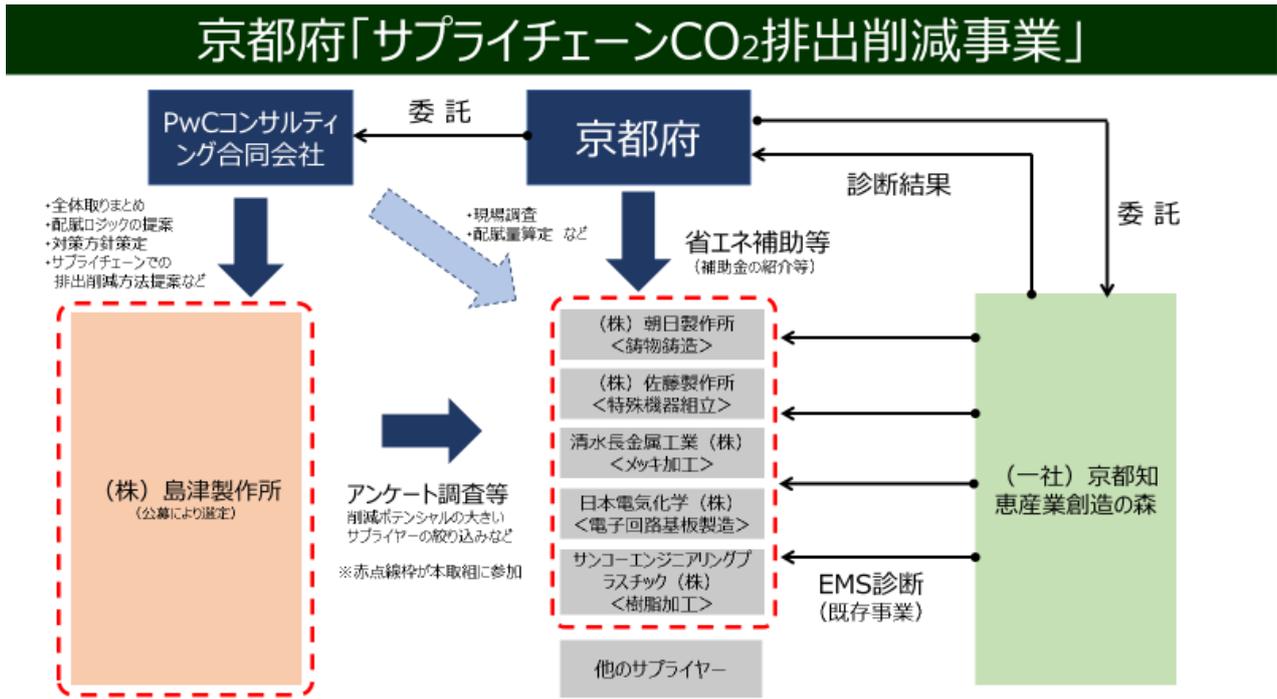


図3-1-4 サプライチェーン脱炭素化支援事業（令和4年度）

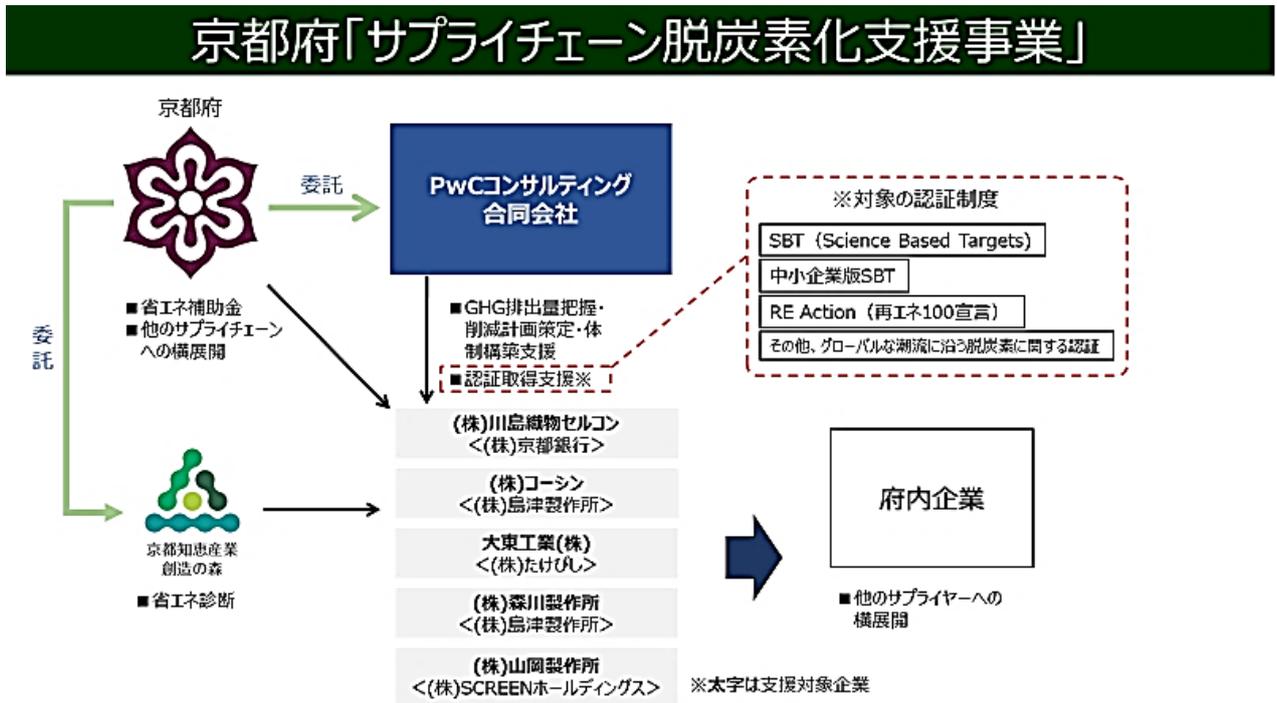


図3-1-5 サプライチェーン脱炭素化支援事業（令和5年度）

## 京都府「サプライチェーン脱炭素化支援事業」

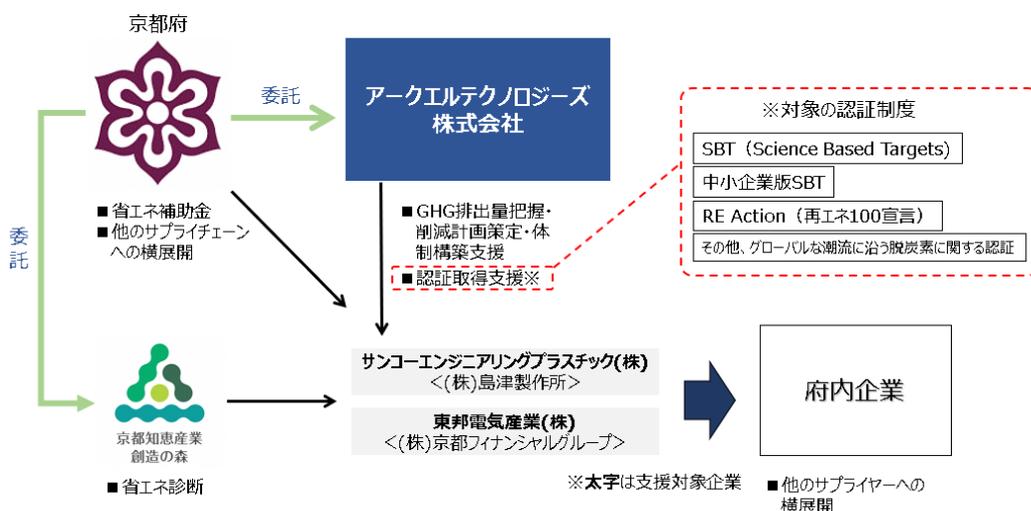


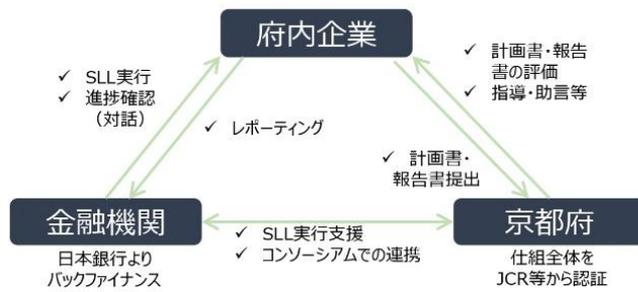
図3-1-6 京都ゼロカーボン・フレームワーク

## 「京都ゼロカーボン・フレームワーク」の概要

- 地域金融機関と連携して、脱炭素に取り組む府内中小企業等への融資金利を優遇する仕組みを創設し、中小企業の脱炭素化を促進（府内約8万社へのアプローチを可能に）
- 削減目標の達成により金利優遇を受けられる融資契約（サステナビリティ・リンク・ローン）において必要な第三者評価に、京都府条例に基づく特定事業者制度を準用し、審査コストを省略  
※全国初の金利優遇スキームであり、環境省「令和4年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業」に採択  
※第11回プラチナ大賞において、「大賞・経済産業大臣賞」を受賞

<フレームワークの対象等>

1. 利用可能な事業者  
府内に事業所（工場、事業場、店舗等）を有する事業者
2. 取り扱い金融機関  
株式会社京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、株式会社南都銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社商工組合中央金庫
3. 融資状況：126件（R6.12月末現在）



主なメリット	京都ゼロカーボン・フレームワーク	従来のSLL
組成手数料（第三者認証費用）	0円/件	200～300万円/件
最低融資金額	設定なし	5000万円以上～
金融機関事務（SPT設定・評価等）	なし	案件毎に設定 ※外部支援も必要

(8) 「WE DO KYOTO!」府民運動

「京都議定書」誕生20周年（平成29年度）を契機に、新たな第一歩を踏み出す決意を込めて「WE DO KYOTO!（環境にいいことをしています）」という言葉を新しく掲げました。府民等にエコアクション宣言として「『WE DO KYOTO!』宣言」を行っていただく取組（宣言者が3万人に達したため、令和元年度末に終了）の他、20歳前後の若者を「WE DO KYOTO!ユースサポーター」に委嘱し、環境イベントの企画や企業取材、情報発信等、脱炭素社会の実現に向けて主体的に活動いただいています。

写真3-1-4 令和6年度 WE DO KYOTO! ユースサポーター活動例（企業取材）



表 3-1-9 「WE DO KYOTO!」府民運動の実施状況（令和6年12月末現在）

WE DO KYOTO! 宣言者数※	ユースサポーター 任命数	ユースサポーター 令和5年度の活動実績
30,020名	累計207名 (平成29年度～令和6年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱式・カーボンニュートラルカードゲーム（6月）</li> <li>・活動企画ワークショップ（7月、8月、10月、12月）</li> <li>・企業見学（7月、12月）</li> <li>・その他自主的な活動計画、環境イベントへの参加等</li> </ul>

※平成29年度～令和元年度

(9) 住まいの脱炭素化に向けた取組

府域の温室効果ガスの排出源の約2割を占める家庭部門のエネルギー消費の削減を図るため、住宅の脱炭素化が重要です。そのため、比較的手軽に取り組めて効果も高い住宅の窓断熱を促進するためのリーフレットや省エネリフォームを推進するための冊子を作成し、工務店等を通じた啓発を実施しています。令和6年度は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）住宅を建築、購入する個人に対しする補助金を新たに創設し、住宅の脱炭素化を促進しています。（申請件数：76件（令和7年2月末現在））

図 3-1-7 京都府ZEH補助金（チラシ）

図 3-1-8 めざせ！結露のない快適で省エネな家づくり  
住宅の断熱・気密 まるわかりBOOK（省エネ住宅 啓発冊子）

図 3-1-9  
健康と快適は窓から！  
(啓発リーフレット)



図 3-1-10  
ついでに健康・快適リフォームのすすめ  
(冊子)



図 3-1-11 WE DO KYOTO! ユースサポーターが考案した  
断熱のメリットを伝えるための SNS 発信例



(10) 建築物の脱炭素化に向けた事業者支援等の取組

脱炭素社会の実現に向けては、建築物の省エネ対策、特に実装が進んでいない **ZEB\*** 化の推進が重要な課題といえます。そこで、令和 4 年度から、府の委託を受けた **ZEB プランナー\*** が、申し込みのあった府内中小事業者や市町村等に対して、建築物の ZEB 化や省エネ設備の導入に向け、相談・助言を無料で行う事業を実施しています。これまでに本事業を活用された事業者等では、建築物の新築・設備改修における ZEB 化に向けた検討を進めているところです。

(11) 下水汚泥の有効利用

下水処理の過程で発生する下水汚泥は、その 8 割が有機分からなるカーボンニュートラルなバイオマスであり、エネルギー利用することで地球温暖化対策に貢献しています。

桂川右岸流域下水道洛西浄化センターでは、平成 29 年 4 月から、処理能力が 50t/日の下水汚泥固形燃料化施設が稼働しています。

この下水汚泥固形燃料化施設は、これまで焼却して産業廃棄物として処分していた下水汚泥から、火力発電所で使用する石炭等の代替燃料を製造しています。

本施設は、DBO方式（設計・建設、管理・運営を一括契約する方式）を採用し、管理・運営についても20年間の契約を締結しているため、下水汚泥の長期にわたる安定した処理が可能となりました。

この施設が稼働したことで、下水汚泥の処分費が削減できる上に、製造した固形燃料から、一般家庭約900世帯に相当する電気を発電することができ、既設の焼却炉と比較して、年間で一般家庭約1,000世帯分に相当する約5,000t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガスの排出削減効果が見込まれます。

また、桂川右岸流域下水道洛西浄化センター、木津川流域下水道洛南浄化センター及び木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターでは、下水汚泥を発酵させて発生した消化ガス（主成分：メタン）を加温や発電等に利用することで、汚泥発生量を削減するとともに、エネルギーの有効利用を図っています。

### 3 気候変動への適応

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成30年10月にとりまとめた1.5°C特別報告書では、人為活動により、世界の平均気温は工業化以前の水準よりも既に約1°C上昇しており、現状のままでは、2030年から2052年の間に1.5°Cにまで上昇すると予測しています。また、温度上昇を1.5°Cに抑えるためには、2050年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると指摘しています。

気候変動対策には「緩和」と「適応」という考え方があります。「緩和」とは気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策のことで、「適応」とは既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害の回避・軽減対策のことです。近年、地球温暖化に加えて、台風の大型化や異常気象等により、防災や熱中症、農業や生態系等の分野で気候変動の影響が既に顕在化しつつあります。今後、更に深刻化するおそれがあることから、気候変動対策として、緩和策と適応策のそれぞれに取り組むことが重要です。

国では、平成27年11月に政府全体の適応計画となる「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し、その後、適応策の充実・強化に向けて「気候変動適応法」が平成30年12月に施行され、同法に基づく「気候変動適応計画」が新たに閣議決定されました。同法では、都道府県等に地域気候変動適応計画策定の努力義務や、地域において適応の情報収集や提供等を行う拠点「**地域気候変動適応センター\***」としての機能を担う体制を確保するよう務めること等が規定されています。

この気候変動適応法の施行も踏まえ、京都におけるこれからの適応策の在り方や進め方等について検討するため、平成31年2月に、京都府環境審議会地球環境部会に新たな専門委員会として「京都気候変動適応策の在り方研究会」を設置しました。

同研究会や環境審議会での議論を踏まえ、令和2年12月に改正した「京都府地球温暖化対策条例」において、気候変動への適応策に関して取り組むべき事項を規定するとともに、「京都府地球温暖化対策推進計画」における適応策を拡充し、令和3年3月に「地域気候変動適応計画」として位置付けました。

また、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応センター」として、令和3（2021）年7月、京都府、京都市、総合地球環境学研究所の三者で「京都気候変動適応センター」を設立し、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点と位置づけています。令和3年度は、京都の特徴である文化や伝統、観光を基軸として、それを支える自然生態系や農林水産業に関する情報を様々な機関等から幅広く収集し、整理・分析しました。それらの結果を踏まえ、令和4年度は、市町村や研究機関等との連携のもと、特に優先的に対策が必要と考えられる「農作物（水稻）への影響」、「景観・庭園への影響」及び「暑熱への影響」に関して、将来予測計算や地域気候変動適応計画の充実に必要な情報をさらに収集し、将来予測計算に向けた分析を進めました。令和5年度から、令和4年度に調査・分析を行った分野の

中から特に「水稻」と「暑熱」について、気候変動影響の評価や予測、適応策の検討等を進め、「京都ならではの革新的適応」を模索しています。また、事業の成果は、HP や広報誌、セミナー等により、広く発信しています。

なお、暑熱への対応として、京都府では、令和 2（2020）年度から、府職員や府内市町村に向けて、熱中症対策に係る府の施策間連携等を図るため、部局横断的な熱中症対策に係る会議を開催しています。

また、令和 3（2021）年度に有識者や府内市町村とともに「熱中症対策会議」を立ち上げ、3 回にわたる議論を経て「京都府熱中症対策方針」を策定し、熱中症予防に向けた様々な啓発等を行っています。

熱中症対策の啓発としては、府民だよりの特集等での呼びかけを行っている他、さらに 7 月は「熱中症予防対策強化月間」として、民間企業等と連携して、啓発ポスターやチラシの掲示等、広報を行っています。また、熱中症警戒アラートを活用した HP・防災防犯メール・SNS 等での情報発信や天気予報アプリへの熱中症予防啓発バナーを表示するなど、様々な機会を通じて改めて熱中症対策の啓発を実施しています。

気候変動への適応に向けて、長期的視点に立ち、府民生活・事業活動への適応の取組の浸透を図るとともに、気候変動影響を受ける各分野での対策の充実によるレジリエンスの向上や、適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、府の地域特性に応じた気候変動適応策を推進します。

図 3-1-12 気候変動対策：緩和と適応

### 気候変動対策：緩和と適応は車の両輪



## 4 KYOTO 地球環境の殿堂

条例等に基づく温暖化対策の取組に併せて、地球環境問題の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意志の共有と取組を京都から世界に向けて広く発信することを目的に、産業団体や学術団体等とともに、「KYOTO 地球環境の殿堂」運営協議会※を平成 21 年に設立しました。「京都議定書」誕生の地である京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献をした方の功績を称える「KYOTO 地球環境の殿堂」を設け、平成 21 年度から令和 6 年度までの計 15 回で 36 名 1 団体が殿堂入りされました。

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）の会場であったことから「京都議定書」誕生の地となった国立京都国際会館において、これら殿堂入り者の方々の方々の功績を永く後世に伝えるため、肖像画や寄贈品等を展示しています。

※「KYOTO 地球環境の殿堂」運営協議会：京都府、京都市、京都商工会議所、環境省、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所、公益財団法人国立京都国際会館、公益財団法人国際高等研究所

写真 3-1-5 功績の展示



写真 3-1-6 功績の展示



## 第 2 節 エネルギー政策の推進

### 1 再生可能エネルギーの導入・利用拡大に向けた取組

再生可能エネルギーは、FIT 制度の導入により、普及が進んでいるところですが、それに伴い国民負担の増大や系統接続の制約等の課題も発生しています。そのため府では、創った再生可能エネルギーを貯めて、自ら又は地域で、賢く使う「自立型再生可能エネルギー」の導入を促進しています。

#### (1) 家庭向け施策

##### ア 住宅向け自立型再生可能エネルギー導入補助金

「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」や「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第 2 期）」で掲げている、「自立型再生可能エネルギー」の導入拡大のため、平成 28 年度から府内市町村と連携し、太陽光発電と蓄電池の同時導入に対する補助制度を設けています。太陽光発電により発電した電力を住宅内で利用し、さらに蓄電池に貯めることで、災害時等に非常用電源として利用することも可能です。

この補助制度は、令和 6 年度には府内 23 市町で実施され、府からは最大 13 万円の補助金が交付されています（令和 5 年度補助金件数：546 件）。

さらに、令和 6 年度からは地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、FIT を活用しない太陽光発電の導入時には、補助額を 26 万円に引き上げるとともに、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの同時導入にも補助金を交付する制度拡充を行いました。

##### イ スマート・エコハウス促進融資制度

省エネ・再エネ設備導入の初期投資の負担を軽減するため、平成 23 年度から住宅への太陽光発電設備や高効率ガス給湯器、燃料電池コージェネレーションシステム、蓄電池、V2H 等の導入に対する低利の融資制度「スマート・エコハウス促進融資」（融資限度額：350 万円、利率：年 0.5%、融資期間：10 年以内）を実施しています（融資累計件数 649 件、融資金額 1,270,800 千円（令和 5 年度末時点））。令和 6 年度からは、対象設備として断熱改修を追加しました。

国では、住宅の省エネルギー性能・断熱性能を高め、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅である ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入促進を図っています。

今後、府でもエネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい ZEH の普及促進に向け、補助制度や融資制度を活用して取組を進めていきます。

##### ウ 京都再エネコンシェルジュ認証制度

住宅における再生可能エネルギーの導入に向けて、最適な再エネ設備を積極的に提案できる人材を京都再エネコンシェルジュとして府が認証する制度を平成 28 年度に創設しました。

認証を取得された方々は、府が開催する再生可能エネルギーに関する研修会に参加し、認証試験により一定の知見があると認められた方々です。現在の認証者数は、215名（令和5年度末時点）で、住宅関連事業者や再エネ設備関連事業者、家電販売事業者等、様々な分野の方々が認証を取得されています。

京都再エネコンシェルジュは、日頃の業務の中で再エネ設備を府民へ提案することに加え、環境イベントや展示会への出展等、府内各地で活動されています。

#### エ 京都再エネポータルサイト

府民のみなさんが再生可能エネルギーの導入を検討する際に、設置や維持に要するコストや各設備について持たれる疑問を解決していただくために、平成28年12月にHP「京都再エネポータル」を開設しました。再生可能エネルギーに関する一般的なQ&Aだけでなく、府内で利用できる補助金制度や市町村ごとの設置規制に関する情報、さらには地域で活動する京都再エネコンシェルジュの情報等、再生可能エネルギーに関する様々な情報を一元化して掲載しています。

#### オ 京都0円ソーラープラットフォーム事業

初期費用ゼロで太陽光発電を導入する新たなビジネスモデルである「0円ソーラー」を促進するため、令和3年度から、京都市と連携し、府民と0円ソーラー事業者のマッチングを支援するオンラインポータルサイト「京都0円ソーラープラットフォーム」の運営を開始しました。

また、府内事業者による施工等一定の要件を満たしたプランを利用した場合、最大10万円相当額が還元される「京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金」も創設し、住宅への太陽光発電導入促進に取り組んでいます。

#### カ 太陽光発電設備等共同購入事業

住宅や商店、事業所、飲食店等での再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、令和4年度から京都市と、太陽光パネルや蓄電池の購入希望者を府内全域で募集し、スケールメリットを活かして安価に設置していただく機会を提供する、太陽光発電設備等共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」キャンペーンを実施しました。この事業では、最も安価に太陽光パネルや蓄電池を設置する価格を提示した事業者を施工業者として選ぶこととしており、お得な価格で太陽光パネルや蓄電池の設置をしていただく機会を府民に提供しました。

図3-1-13  
0円ソーラー事業チラシ



図3-1-14  
共同購入事業チラシ



## (2) 事業者向け施策

### ア 「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく取組

#### (ア) 義務制度

建築物における再生可能エネルギーの導入促進を目的として、特定建築物・準特定建築物を建築又は増築しようとする建築主を対象に、再生可能エネルギーを利用するための設備導入を義務づけ、その導入の内容を記載した計画書や完了届出書の提出制度を設けています。

（導入義務量は、特定建築物が延床面積に応じて6万～45万MJ/年、準特定建築物が一律3万MJ/年）

#### (イ) 支援制度

特定事業者による再生可能エネルギーの導入等の取組を促進することを目的に、特定事業者を対象に再エネ設備の導入等に係る報告・公表制度を創設し、令和4年度から運用を開始

しました。また、中小企業者等向けに、平成 27 年度から再生可能エネルギー等の設備導入計画に関する認定制度、計画認定を受けた設備導入に対する支援制度を実施しています（再エネ設備と効率的利用設備の同時導入に要する経費の 3 分の 1 を税減免又は経費の一部を補助金により支援（補助金の場合は条件により 2 分の 1 または 3 分の 1 を支援）（累計認定件数 101 件（令和 5 年度末時点））。

#### イ 京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金

家庭や事業者による再生可能エネルギーの導入等の取組を促進するため、令和 6 年度から地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、太陽光発電や蓄電池等の導入費用の一部を補助する事業を実施しています。「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」における再エネ設備導入義務を上回る太陽光発電設備の導入や、レジリエンス強化を目的としたマンション共用部への太陽光発電設備の導入、農地や駐車場などへの太陽光発電設備の導入を支援するメニューを設けています。

表 3-1-10 京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金の補助率及び補助上限（令和 6 年度）

	特定建築主等再エネ導入促進事業	駐車場・農地等再エネ導入促進事業	共同住宅共用部再エネ導入促進事業
太陽光発電設備	5 万円/kW (上限 900 万円)	駐車場：1 / 3 (上限 200 万円) 農地・ため池：1 / 2 (上限 500 万円)	5 万円/kW (上限 200 万円)
蓄電池	1 / 3 (100 万円※) ※災害時等において地域に電力を供する場合は 200 万円に引き上げ		

#### ウ 水素ステーション等普及促進事業補助金

水素の供給体制の構築及び水素需要の創出を図るため、府内に水素ステーション及び燃料電池フォークリフトを導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助する事業を実施しています。

- ・水素ステーション整備事業  
補助率：補助対象経費の 1 / 10（上限：1,500 万円）
- ・燃料電池フォークリフト導入事業  
補助率：補助対象経費の 1 / 10（上限：140 万円）

#### (3) 税制優遇制度

再生可能エネルギーの地産地消により地域を活性化するため、府では、地域住民と協働で、地域に再生可能エネルギーを導入するための支援を行う団体を条例に基づき登録し、税制優遇制度（法人府民税（均等割）及び不動産取得税の課税免除）により支援しています（登録団体 2 団体（令和 6 年 10 月末時点））。

## 2 水素社会の実現に向けた取組

### (1) 水素エネルギー利活用に取り組む意義

水素は、①再生可能エネルギーや化石燃料等、様々なエネルギーを利用して生成できる、②燃料や発電等、多様な用途で活用できる、③活用の段階で二酸化炭素を排出しない等、エネルギーセキュリティの向上や脱炭素化の実現に向けて、有望な新たなエネルギーとして注目されています。

また、多くのエネルギーを長期間貯蔵する「調整力」として活用できるエネルギーであるため、再生可能エネルギーの主力電源化に向けても、水素の利活用の拡大が重要とされている一方で、水素製造・輸送コストの低減、水素需要の拡大、規制緩和、住民理解の向上等の課題があります。

水素社会の実現に向けては、国だけでなく、自治体レベルでの幅広い取組も必要であり、地域の未利用資源を活用した地産地消型の水素利用が、地域における温室効果ガス削減やエネルギー自給率の向上、さらには産業振興にもつながるものと考えています。

(2) 京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議

令和元年度から、府内における水素の利活用の拡大を図るだけでなく、環境負荷の低減や産業・運輸の効率化、防災力の強化といった地域が抱える課題の解決と、今後の発展が見込まれる水素関連分野での産業振興を目指し、府内において社会実装の可能性が高いプロジェクトを推進するため、企業や大学と連携した京都府水素社会みらいプロジェクト検討会議を発足させました。

本検討会議の議論も踏まえ、産業分野等で活用が見込まれる燃料電池フォークリフトの性能試験や導入に向けた機運醸成、また、その運用のために最適な水素の供給体制等を検討し、港湾等の物流拠点や工場等をフィールドとした実証事業を京都舞鶴湾周辺や工業団地等において実施しています。令和3年度には、京都舞鶴港周辺において燃料電池フォークリフトの運用及び水素の巡回供給実証事業を行いました。令和4年度には巡回供給のエリアを広げ、舞鶴港周辺・綾部公共団地・長田野工業団地の3拠点での実証を行いました。令和5年度は、水素の地産地消に向け、長田野工業団地内において水の電気分解による水素製造し、燃料電池フォークリフトを試験利用いただく団地内企業5社に巡回供給する取組を行いました。令和6年度は、水素社会を迎えるに当たって、第一線で活躍する人材を輩出するために、企業を対象とした人材育成研修を初めて開催し、国の動向、水素機器導入に向けた法規制、企業の先進事例の講演とともに、企業での関心の高い水素ボイラー、水電解水素発生装置の見学を行いました。

今後は、実証事業や人材育成等の取組を活かしつつ、様々な用途での水素利用の推進に向けて取り組んでいきます。

写真3-1-7

燃料電池フォークリフト導入  
実証事業の様子



### 3 エネルギーの自立化に向けた取組

地域特性を踏まえたエネルギーの自立化に向け、多様な再エネ電源等の拡大による拠点整備やエネルギーの地産地消等を目指す取組を進めています。

(1) 京都舞鶴港のエネルギークラスター化

我が国のエネルギー供給体制は太平洋側に偏っており、南海トラフ地震等により太平洋側のエネルギー供給施設が被災した場合、住民や産業に計り知れない影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、府ではエネルギーセキュリティの観点から、京都舞鶴港へのLNG基地整備や日本海側の表層型メタンハイドレート開発促進に向けた取組を進めています。

図3-1-14 移動式水素ステーション概念図



## ア LNG 基地整備

国土強靱化の観点から、今後、30年以内に70～80%の確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震等への備えのため、関西圏のバックアップ機能を担う北近畿における天然ガスインフラの整備等エネルギーセキュリティの強化が求められています。

府は、国へエネルギーインフラ整備事業の重要性について要望するとともに、整備実現に向け、京都舞鶴港平地区でのLNG基地等のレイアウト調査、陸上LNG基地と比較した場合の浮体式LNG基地の概算費用や課題の調査等を進めてきました。

今後も国への要望やLNG基地整備等に関心のある事業者へのヒアリング等、事業主体となりうる事業者との協議等の取組を推進していきます。

## イ メタンハイドレートの開発促進

日本の令和2年度のエネルギー自給率は11.2%であり、ほとんどのエネルギー資源を海外から輸入している状況です。しかし、日本近海にメタンハイドレートと呼ばれるエネルギー資源が多く存在することが分かってきました。

メタンハイドレートとは、メタン(天然ガスの主成分)と水から構成され、一見すると色が白く、触ると冷たい、氷のような物質ですが、火を近づけると、発生したメタンガスが勢いよく燃焼します。このことから、メタンハイドレートは「燃える氷」と呼ばれることがあります。

メタンハイドレートには、主として日本海側の海底の表層に塊状に分布している表層型と、主として太平洋側の海底深く(約100～400m)に砂と混ざり水平的に分布している砂層型の2つのタイプがあります。府では、表層型メタンハイドレートの開発の促進に向け、平成24年に日本海側の10府県(現在12府県)で「海洋エネルギー資源開発日本海連合」(以下「日本海連合」という。)を結成し、国等への要望活動や府民向けのフォーラムを実施してきました。

このような活動を受け、国は、表層型メタンハイドレートについて平成25年度から3ヶ年の調査を実施した結果、表層型メタンハイドレートの賦存が見込まれる構造が日本海側で合計1,742カ所発見されました。そのうち1カ所(上越沖)を対象に資源量の試算が行われ、メタンガス換算で約6億 $m^3$ (日本のガス消費量の2日分程度)の資源量が見込まれるという結果が明らかになりました。さらに国では、平成28年度から表層型メタンハイドレートの回収技術に関する調査研究を進め、令和2年3月には、調査研究の評価や要素技術ごとに有望技術の特定が行われました。令和3年度には、「表層型メタンハイドレート回収・生産技術評価委員会」において、要素技術の評価を実施されたところです。今後は、特定された有望技術の成果等を踏まえ、陸上や海上での商業化に向けた実証実験を含む技術開発等が実施される予定です。

メタンハイドレートの開発は研究段階にありますが、エネルギーの安定的な確保に向け、国産の次世代エネルギー資源として、その開発を着実に進めていくことが必要です。府では、啓発動画の作成等府民の方への周知や日本海連合と連携した要望活動等を引き続き行っていきます。

写真3-1-8

燃える氷メタンハイドレート(人工)

(写真提供：メタンハイドレート資源開発研究コンソーシアム)



## (2) 京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープランの推進

京都舞鶴港において、①環境負荷の少ない新たなエネルギー拠点化、②港湾・物流機能における再生可能エネルギーの利用と情報化による機能の高度化、③ICTを活用したグローバルかつ高

度なおもてなし等を図ることとし、それぞれが相乗効果（新たな産業振興や地域活性化等）を生むよう情報基盤を通じた連携を進めることにより、「東アジアのスマートエネルギーイノベーションポート」を目指す「京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープラン」を平成30年3月に策定し、取組を進めています。

ア 府による調査等

舞鶴・小樽間を結ぶ国内フェリーの乗下船場であり、子育て・文化施設等も整備されている前島ふ頭周辺地域において、太陽光発電等再エネ設備の活用によるふ頭の魅力・機能向上を図ることを目的に、再エネ設備の整備や利活用方策について調査・検討を行ってきました。

また、京都舞鶴港や府北部地域を中心とした水素サプライチェーン構築に向けて、燃料電池フォークリフト導入実証事業や、多様化する再生可能エネルギーのビジネスモデルの京都舞鶴港周辺地域への導入及びそれによる地域振興の可能性調査等を行いました。

イ 京都舞鶴港への再エネ発電施設の誘致

京都舞鶴港等での再エネ発電施設の誘致を促進するため、発電施設の整備及び雇用に対する「京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費補助金（現在の「京都府多様な再生可能エネルギー拠点整備促進事業費補助金）」を平成29年度に創設し、同年10月に補助対象として第1号指定した木質バイオマス発電所（出力6.8MW）が、令和2年4月に稼働しました。この発電所は自社の合板製造時に排出される端材や府内の未利用材等を燃料チップとして使用しており、再生可能エネルギー源による電力供給量の増加のみではなく府内の林業振興にも寄与する事業となっています。

写真 3-1-8  
令和2年から稼働している舞鶴市内の木質バイオマス発電所  
(写真提供：林ベニヤ産業株式会社)



ウ マスタープランの推進体制

マスタープランの施策推進には、港湾施設の関係事業者等との協働が重要であるため、令和6年度も引き続き府、国及び舞鶴市をはじめとする関係行政機関、地元の事業者や金融機関等をメンバーにした「京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギー協議会」を設置し、プランの進捗管理や今後の方向性等について検討を行っています。

図 3-1-15 マスタープランの概要



(3) エネルギーの地産地消による地域活性化、減災・防災力強化に向けた取組

地域に分散する再生可能エネルギーを地域で消費することは、地域内での資金循環や雇用を生

み出し、地域活性化につながります。特に、近年の原油価格・物価高騰による経費の増加を消費者に転嫁することが困難な状況にある中、事業所の駐車場にソーラーカーポート等の太陽光発電設備を導入し、発電した電力を自家消費することは、企業等の事業継続と経営改善が期待されます。また、災害等で停電した場合も、再エネ由来の電気や熱を地域住民等に供用することが可能となります。例えば、地域に立地する太陽光発電設備の自立運転機能（系統停電時に系統から独立して電力供給を行う機能）への切替えにより、地域住民等が携帯電話の充電等に活用することも可能となります。

さらに、マイクログリッドと呼ばれる地域の独立した電力系統を整備し、デジタル技術を活用して再生可能エネルギー等の分散型電源を制御することにより、災害等で停電した場合にも、地域に面的に電力を供給することが可能となります。

府では、再生可能エネルギーの一層の導入拡大に加え、府内各地域におけるエネルギーの地産地消の取組も推進するために、市町村や企業とも連携した取組を進めています。

## 4 省エネルギー対策の推進

府は、再生可能エネルギーの導入拡大と併せて、府内の総電力需要を削減するため、家庭における省エネルギー型のライフスタイルの啓発や、事業所の省エネルギー化を支援しています。

### (1) 家庭向け支援施策

省エネ・節電相談所を開設して、家庭での省エネルギー・節電対策に対してアドバイスを行うなど、家庭における省エネルギーの取組を支援しています。

また、令和6年4月から一定の省エネ性能を有するエアコン又は冷蔵庫を購入された京都府民に対し、最大20,000円相当のポイントを還元する京都省エネ家電購入キャンペーンや、ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）を建築又は購入する費用の一部を補助する京都府住宅脱炭素課促進事業補助金（京都府ZEH補助金）を新たに実施し、家庭部門の温室効果ガス排出量の削減を図っています。

### (2) 事業者向け支援施策

一般社団法人京都知恵産業創造の森と連携し、オール京都体制で中小企業等からの **EMS\*** 導入等に関する相談や、省エネルギー診断を実施するとともに、省エネルギー設備の更新等、事業者の視点に立って一体的なサポートを行うなど事業者の省エネルギー等の取組を進めています。

上記の「省エネ・節電・EMS診断事業」について、令和6年度は35件を実施しました。

### (3) 省エネルギーの呼びかけ

エネルギー使用量が増加する夏季や冬季において、府では関西広域連合と連携し、温暖化防止の観点から省エネルギーの呼びかけを行っています。

特に夏には、小学生が、2050年CO<sub>2</sub>ゼロの未来について考えたり調べたりしたことを絵や文章で表現する取組や、その対策の一步として、家族で協力して省エネを実践する取組等にチャレンジする「夏休みCO<sub>2</sub>ゼロチャレンジ！」を実施するなど、脱炭素社会に向けた省エネルギー型のライフスタイルの普及に向けて取り組んでいます。

また、府庁においても、「府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）」に基づき、ノー残業デーや府庁育児の日（毎月19日）の定時退庁の徹底・推進、ペーパーレス化の徹底、勤務時間前や昼休みの原則消灯の徹底、軽装勤務の実施等、省エネルギーに率先して取り組んでいます。

### 1 オゾン層保護対策及び地球温暖化対策の推進

**オゾン層\***は生物に対して悪影響を及ぼす太陽からの紫外線を吸収してくれる重要な役割を担っていますが、人間がフロン類等を排出することでその破壊が進みます。この問題は広く認識されており、現在、190を超える国々が「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（昭和62年採択）を締結するなど、世界的な取組で改善の方向に進みつつあります。例えば、我が国においてもフロン類の中で最もオゾン層を破壊するCFCは平成7年末で生産を廃止し、HCFCも令和元年末で生産を廃止しました。しかし、これらの代替品であるHFCは、オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガス（**地球温暖化係数\***が二酸化炭素の数十倍から一万倍以上）であることから、平成28年10月のモントリオール議定書第28回締約国会合において、HFCの生産及び消費量の段階的削減義務等を定める本議定書の改正（キガリ改正）が採択されました。先進国においては、平成23～25年を基準年として令和元年から削減を開始し、令和18年までに85%分を段階的に削減することとなっています。

機器からのフロン類の排出抑制のため、機器廃棄時のフロン類回収義務のみならず、平成27年度からは、業務用冷蔵・冷凍・空調機器の管理者に対する点検義務のほか、整備業者が行うフロン類の充填行為が法規制の対象に追加されるなど、フロン類の適正管理に関する新しい法制度（フロン排出抑制法）の運用が開始されました。また、令和元年6月には「フロン排出抑制法」の改正により、主に第一種特定製品廃棄時のフロン回収率の向上のための新たな仕組みが追加されました。（令和2年4月1日施行）

また、近年、フロン類の排出量が増加傾向にあることを踏まえ、令和3年4月に施行された「京都府地球温暖化対策条例」において、特定事業者に対してフロン類の使用状況等の報告を求める府独自の制度を設けています。

#### (1) フロン類（冷媒）回収の推進

業務用冷蔵・冷凍・空調機器のフロン類については、平成14年1月に施行された「フロン回収破壊法」で規制が始まり、現在は平成27年4月に新制度を盛り込み名称変更された「フロン排出抑制法」において、引き続き業務用冷蔵・冷凍・空調機器の廃棄時及び整備時のフロン回収、破壊による無害化や再生が義務付けられています。府では、フロン類充填回収業者の登録に際し、法の遵守状況の審査を実施するとともに、フロン類充填回収業者の事業所を定期的に訪問するなどして同法の円滑な運用を図っています。また、関係団体等の協力も得ながら、フロン類の適正な回収・処理を推進し、オゾン層の保護と地球温暖化の防止の取組を進めています。

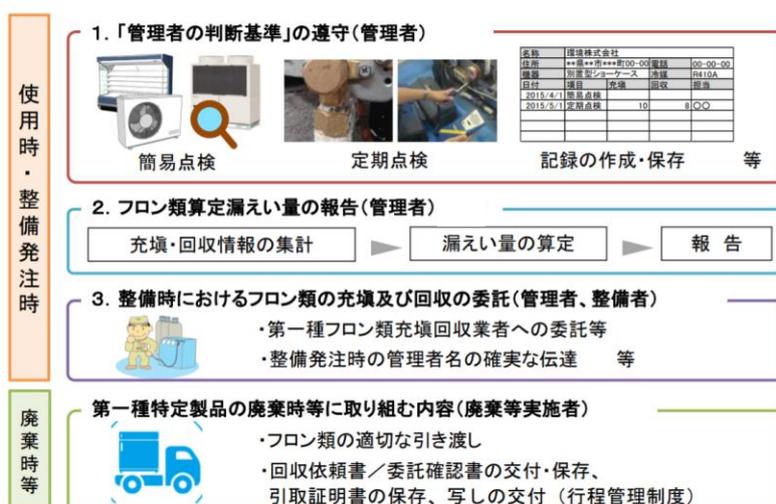
また、家庭用冷蔵庫・エアコンについては「家電リサイクル法」（平成13年4月施行）により、カーエアコンについては「自動車リサイクル法」（平成17年1月施行）により、それぞれフロン類の回収が義務付けられています。

#### (2) 機器管理者に対する点検義務等

「フロン排出抑制法」では、フロン類を冷媒として充填した業務用冷蔵・冷凍・空調機器のユーザー（管理者）に対しては使用時の点検等が義務付けられ、整備業者にはフロン類の充填行為に基準が設けられています。

図 3-1-16 管理者（機器ユーザー）が取り組むべき措置

出典：第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（第3版）（環境省、経済産業省）



府では、関係団体と連携し、アドバイザー派遣等を通じて、機器ユーザー等への周知に努めるとともに、機器の適正管理や充填基準の遵守等について適切な指導を行い、フロン類の適正な取扱いの徹底に向けた取組を進めています。

表 3-1-11 「フロン排出抑制法」に基づく特定製品からのフロン類の回収量（単位：kg）

年度	第一種特定製品（業務用冷蔵・冷凍・空調機器）		
	CFC	HFC	HFC
令和元	441.7	61,572.8	45,724.3
令和2	935.4	55,710.0	53,930.2
令和3	587.2	37,469.1	54,744.5
令和4	234.6	34,729.6	61,810.6
令和5	2,610.7	36,891.9	75,657.7

## 2 熱帯雨林等の保護対策の推進

熱帯雨林は、木材の重要な供給源であると同時に、野生生物の生息地として、また、地球温暖化の主な原因とされている二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たしています。

しかし、世界の森林は大規模な焼畑農業や商業用の伐採によって、減少が続いており、大量の生物種の絶滅や生態系の破壊、地球温暖化への影響等が心配されています。

府では、公共工事や営繕工事において、木材の輸送過程で排出される二酸化炭素量（ウッドマイレージ CO<sub>2</sub>）の少ない府内産木材の利用促進を図るとともに、「**グリーン購入\***法」の趣旨に基づき、再生資源の使用促進や再利用を進めるための普及、啓発を行っています。